

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 加工施設の定期検査等の制度の新設

一 使用前検査

(一) 加工事業者は、加工施設の工事及び性能について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工施設を使用してはならないものとする。

(二) (一)の検査においては、加工施設が次に適合しているときは、合格とするものとする。

(1) その工事が認可を受けた設計及び方法に従って行われていること。

(2) その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。 (第十六条の三関係)

二 施設定期検査

(一) 加工事業者は、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならないものとする。

(二) (一)の検査は、その加工施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。

(第十六条の五関係)

三 加工施設の解体

(一) 加工事業者は、加工施設を解体しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならないものとする。

(二) 内閣総理大臣は、(一)の届出があつた場合において、必要があると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の解体の方法の指定等を命ずることができるものとする。 (第二十二條の二関係)

第二 保安教育、保安規定の遵守の状況に関する検査等に関する規定の整備

一 保安教育

製錬事業者等が定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとされる保安規定に、核燃料物質の取扱等に関する保安教育についての規定を含むものとする。

(第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二、
十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項及び第五十六條の二、
第一項関係)

二 保安規定の遵守の状況に関する検査

(一) 製錬事業者等は、一の保安規定の遵守の状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならないものとする。

(二) (一)の検査に当たつては、主務大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて主務省令で定めるものを行うことができるものとする。

(1) 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

(2) 帳簿等の検査

(3) 関係者に対する質問

(4) 核燃料物質等の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（第十二条第五項及び第六項、第二十二條第五項及び第六項、第三十七條第五項及び第六項、第四十三條の二十第五項及び第六項、第五十條第五項及び第六項、第五十一條の十八第六項及び第七項並びに第五十六條の三第五項及び第六項関係）

(一) 科学技術庁及び通商産業省に、原子力保安検査官を置くものとする。

(二) 原子力保安検査官は二の検査に関する事務に従事するものとする。

(第六十七條の二第一項及び第三項關係)

第三 主務大臣に対する申告に関する制度の新設

製錬事業者等がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣に申告することが出来るものとする。

(第六十六條の二第一項關係)

製錬事業者等は、一の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

(第六十六條の二第二項關係)

第四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「保安規定」の下に「（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。

以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の四項を加える。

5 製錬事業者は、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣及び通商産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 前項の検査に当たつては、内閣総理大臣及び通商産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて総理府令、通商産業省令で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさ

せること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六条の三の見出しを「（使用前検査）」に改め、同条第一項中「同じ。」の下に「及び性能」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の検査においては、加工施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

（施設定期検査）

第十六条の五 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その加工施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

第二十条第二項に次の一号を加える。

十七 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）第七条第四項、第八条第五項、第九条第

七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき。

第二十一条の三第一項中「内閣総理大臣は、一の下に「加工施設の性能が第十六条の五第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は」を加え、「操作又は」を「操作若しくは」に改める。

第二十二条第一項中「保安規定」の下に「（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

5 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第二十二條第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣

総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第二十二條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第二十二條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第二十二條の二を第二十二條の二とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

（加工施設の解体）

第二十二條の二 加工事業者（第六十六條第一項に規定する者のうち加工事業者に係る者を含む。次項において同じ。）は、加工施設を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第二十九條の見出しを「（施設定期検査）」に改める。

第三十三條第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき。

第三十七条第一項中「保安規定」の下に「（原子炉の運転に関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

5 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十七条第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「主務大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「主務省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第三十七条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第三十七条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第四十三条の十一の見出しを「（施設定期検査）」に改める。

第四十三条の十六第二項に次の一号を加える。

十七 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき。

第四十三条の二十第一項中「保安規定」の下に「（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、通商産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三条の二十五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「通商産業省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第四十三条の二十第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第四十三条の二十第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第四十六条の二の二の見出しを「（施設定期検査）」に改める。

第四十六条の七第二項に次の一号を加える。

十七 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき。

第五十条第一項中「保安規定」の下に「（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。

以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

5 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十条第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第五十条の三第二項中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二の二第二項」に改める。

第五十一条の十の見出しを「（施設定期検査）」に改める。

第五十一条の十四第二項に次の一号を加える。

十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき。

第五十一条の十八第一項中「保安規定」の下に「（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

6 廃棄事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

7 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十一条の十八第六項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第五十六条に次の一号を加える。

十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき。

第五十六条の三第一項中「保安規定」の下に「（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

5 使用者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十六条の三第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十六条の三第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十六条の三第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第六十五条第一項中「及び次条」を「、次条及び第六十六条の二」に改める。

第六十六条の次に次の一条を加える。

(主務大臣に対する申告)

第六十六条の二 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣に申告することができる。

2 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第六十七条の二の見出しを「(原子力施設検査官及び原子力保安検査官)」に改め、同条第一項中「原子力施設検査官」の下に「及び原子力保安検査官」を加え、同条第二項中「、第十六条の四」を「から第十六条の五まで」に改め、同条第三項中「原子力施設検査官」の下に「及び原子力保安検査官」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 科学技術庁の原子力保安検査官は第十二条第五項、第二十二條第五項、第三十七條第五項、第五十条第五項、第五十一条の十八第六項又は第五十六條の三第五項の検査(第三十七條第五項の検査については、

第二十三条第一項第三号及び第四号の原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、通商産業省の原子力保安検査官は第十二条第五項、第三十七条第五項又は第四十三条の二十第五項の検査（第三十七条第五項の検査については、第二十三条第一項第一号の原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、それぞれ従事する。

第七十一条第七項中「第二十二條第一項若しくは第三項」の下に「、第二十二條の二第二項」を加え、「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二第一項、第二十二條の二の二第二項」に改める。

第七十五条第一項第五号中「第十六條の四第一項若しくは第四項」の下に「、第十六條の五第一項」を加える。

第七十七条中「百万円」を「三百万円」に改める。

第七十八条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二号の三中「第二十二條の二第一項」を「第二十二條の二の二第一項」に改める。

第七十八条の四を第七十八条の五とし、第七十八条の三の次に次の一条を加える。

第七十八条の四 第六十六條の二第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

処する。

第七十九条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十二條の二第一項の規定による届出をしないで加工施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

第八十条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第十二條第六項（第二十二條第六項、第三十七條第六項、第四十三條の二第六項、第五十條第六項、第五十一條の十八第七項又は第五十六條の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第八十二条第三号中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項及び第五十六条の改正規定 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）の施行の日

二 第四十三条の十六第二項の改正規定 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十五号）附則第一条第一号に定める日又は原子力災害対策特別措置法の施行の日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧法」という。）第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十六条の三第一項の規定による認可を受けている保安規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までには、改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七

条第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十六條の三第一項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。

一 平成十二年九月三十日までに新法第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十六條の三第一項の規定による変更の認可の申請をした場合 それぞれ当該規定による認可又は認可の拒否のあった日

二 前号に掲げる場合以外の場合 平成十二年九月三十日

2 旧法第十六條の三第一項の規定による検査の合格は、新法第十六條の三第一項の規定による検査の合格とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第十六條の三第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第十六條の三第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

第三條 この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）の施行の日以後である場合には、第六十七條の二の改正規定中「第六十七條の二」とあるのは、「第六十七條の三」とする。

（中央省庁等改革関係法施行法の一部改正）

第四条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第九百四条のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。

）第三章（第二十二條の六第二項及び第二十二條の七第二項を除く。）の改正規定中「第三章（」の下に

「第二十二條第六項、」を加え、規制法第二十一條の二第一項第三号の改正規定の次に次のように加える。

第二十二條第六項中「、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と」を削る。

第九百四条のうち、規制法第四章（第二十三條第一項各号列記以外の部分及び第四号、第二十六條第三項、第三十條、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第四十一條第四項、第四十二條の二第二項並びに第四十三條の三第二項を除く。）の改正規定中「第三十六條第二項」の下に「、第二十七條第六項」を加え、規制法第三十六條の改正規定の次に次のように加える。

第三十七條第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「主務大臣」を「第二十三條第二項に規定する主務大臣」に、「総理府令、通商産業省令」を「経済産業省令」に、「主務

省令」を「第二十七条第一項に規定する主務省令」に改める。

第九百四条のうち、規制法第四章の二（第四十三條の二十五第二項及び第四十三條の二十六第二項を除く。）の改正規定中「第四章の二」の下に「第四十三條の二十六第六項、」を加え、規制法第四十三條の十九の改正規定の次に次のように加える。

第四十三條の二十六第六項中「、内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、
「総理府令、通商産業省令」とあるのは「通商産業省令」とを削る。

第九百四条のうち、規制法第五章（第五十條の四第二項及び第五十一條第二項を除く。）及び第五章の二（第五十一條の二三第三項、第五十一條の二三第二項及び第五十一條の二十四第二項を除く。）の改正規定中「第五章」の下に「第五十條第六項、」を、「第五十一條の二三第三項」の下に「、第五十一條の十八第七項」を加え、規制法第四十八條第一項第三号の改正規定の次に次のように加える。

第五十條第六項中「、内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」とを削る。

第九百四条のうち規制法第五十一條の十七第一項の改正規定の次に次のように加える。

第五十一条の十八第七項中「、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と」を削る。

第九百四条のうち、規制法第六章（第五十七条の二第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第三項、第五十八条の二、第五十九条の二並びに第六十条を除く。）の改正規定中「第六章（」の下に「第五十六条の三第六項、」を加え、規制法第五十六条第十二号の改正規定の次に次のように加える。

第五十六条の三第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「総理府令、通商産業省令」を「経済産業省令」に、「総理府令」を「文部科学省令」に改める。

第九百四条のうち規制法第六十七条の二第二項の改正規定中「、第十六条の四」を「から第十六条の五まで」に、「加える」を「加え、同条第三項中「第十二条第五項、第二十二條第五項、」及び「、第五十条第五項、第五十一条の十八第六項」を削り、「第四号」を「第五号」に改め、「第三十七条第五項又は第四十三條の二十第五項」を「第二十二條第五項、第三十七條第五項、第四十三條の二十第五項、第五十条第五項又は第五十一条の十八第六項」に改め、「第二十三條第一項第一号」の下に「及び第四号」を加

える」に改める。

理 由

加工施設の重大な事故が発生したことに伴い加工の事業についての保安対策の強化を図るため、加工施設の定期検査等の制度を設けるほか、加工の事業その他の原子力事業における核燃料物質の取扱い等について万全を期するため、これらの事業者に対し、保安教育についての規定を含む保安規定の整備及び当該保安規定の遵守の状況に関する検査の受検を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文（案）

（傍線部分は改正部分）

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

改正案

現

行

第二章 製錬の事業に関する規制

第二章 製錬の事業に関する規制

（保安規定）

（保安規定）

第十二条 製錬事業者は、核燃料物質に係る製錬の事業を行う場合においては、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、事業開始前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二条 製錬事業者は、核燃料物質に係る製錬の事業を行う場合においては、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

244（略）

244（略）

5 製錬事業者は、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣及び通商産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 前項の検査に当たつては、内閣総理大臣及び通商産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて総理府令、通商産業省令で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提出する。

示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三章 加工の事業に関する規制

(使用前検査)

第十六条の三 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工施設の工事（次条第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工施設を使用してはならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、加工施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(施設定期検査)

第十六条の五 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その加工施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(許可の取消し等)

第二十條 (略)

2 内閣総理大臣は、加工事業者が次の各号の一に該当するときは

第三章 加工の事業に関する規制

(施設検査)

第十六条の三 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工施設の工事（次条第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工施設を使用してはならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、加工施設の工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行なわれているときは、合格とする。

(許可の取消し等)

第二十條 (略)

2 内閣総理大臣は、加工事業者が次の各号の一に該当するときは

、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一十六 (略)

十七 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）

第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき。

（施設の使用の停止等）

第二十一条の三 内閣総理大臣は、加工施設の性能が第十六条の五第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は加工施設の保全若しくは加工設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく総理府令の規定に違反しているとき、加工事業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

（保安規定）

第二十二条 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱ひに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

24 (略)

5 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは

、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一十六 (略)

（施設の使用の停止等）

第二十一条の三 内閣総理大臣は、加工施設の保全若しくは加工設備の操作又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく総理府令の規定に違反しているとき、加工事業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

（保安規定）

第二十二条 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

24 (略)

「第二十二條第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第二十二條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第二十二條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

（加工施設の解体）

第二十二條の二 加工事業者（第六十六條第一項に規定する者のうち加工事業者に係る者を含む。次項において同じ。）は、加工施設を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

（核燃料取扱主任者）

第二十二條の二 （略）

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制

（施設定期検査）

第二十九條 （略）

（許可の取消し等）

第三十三條 （略）

2 主務大臣は、原子炉設置者が次の各号の一に該当するときは、第二十三條第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定め

（核燃料取扱主任者）

第二十二條の二 （略）

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制

（定期検査）

第二十九條 （略）

（許可の取消し等）

第三十三條 （略）

2 主務大臣は、原子炉設置者が次の各号の一に該当するときは、第二十三條第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定め

て原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一十六 (略)

十六の二 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

十七 (略)

(保安規定)

第三十七條 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、保安規定(原子炉の運転に関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、原子炉の運転開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

24 (略)

5 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同條第六項中「前項」とあるのは「第三十七條第五項」と、同條第七項中「前項」とあるのは「主務省令」と、同條第八項中「前項第一号」とあるのは「主務省令」と、同條第九項中「前項第一号」とあるのは「第三十七條第六項において準用する前項第一号」と、同條第十項中「第六項」とあるのは「第三十七條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第四章の二 貯蔵の事業に関する規制

(施設定期検査)

第四十三條の十一 (略)

て原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一十六 (略)

十七 (略)

(保安規定)

第三十七條 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、保安規定を定め、原子炉の運転開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

24 (略)

第四章の二 貯蔵の事業に関する規制

(定期検査)

第四十三條の十一 (略)

(許可の取消し等)

第四十三條の十六 (略)

2 通商産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十三條の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一、十六 (略)

ト七 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

(保安規定)

第四十三條の二十 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、保安規定(核燃料物質の取扱ひに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、事業開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2、4 (略)

5 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、通商産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について適用する。この場合において、同條第六項中「前項」とあるのは「第四十三條の二十第五項」と、内閣総理大臣及び通商産業大臣とあるのは「通商産業大臣」と、一総理府令、通商産業省令とあるのは「通商産業省令」と、同條第七項中「前項第一号」とあるのは「第四十三條の二十第六項において準用する前項第一号」と、同條第八項中「第六項」とあるのは「第四十三條の二十第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等)

第四十三條の十六 (略)

2 通商産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十三條の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一、十六 (略)

(保安規定)

第四十三條の二十 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2、4 (略)

第五章 再処理の事業に関する規制

(施設定期検査)

第四十六条の二の二 (略)

(指定の取消し等)

第四十六条の七 (略)

2 内閣総理大臣は、再処理事業者が次の各号の一に該当するとき
は、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を
定めてその事業の停止を命ずることができる。

一、十六 (略)

十七 原子力災害対策特別措置法第七十四条第四項、第八十五条五項、
第九十七条又は第十一条第六項の規定による命令に違反した
とき。

(保安規定)

第五十条 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、保安
規定(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含
む。以下この条において同じ。)を定め、事業開始前に、内閣総
理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする
ときも、同様とする。

二、四 (略)

5 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定
の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けな
ければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について
準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは
「第五十条第五項」と、内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあ
るのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とある
のは「総理府令」と、同条第七項中、前項第一号とあるのは「

第五章 再処理の事業に関する規制

(定期検査)

第四十六条の二の二 (略)

(指定の取消し等)

第四十六条の七 (略)

2 内閣総理大臣は、再処理事業者が次の各号の一に該当するとき
は、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を
定めてその事業の停止を命ずることができる。

一、十六 (略)

(保安規定)

第五十条 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、保安
規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければ
ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二、四 (略)

第五十条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

(核燃料取扱主任者)

第五十条の三 (略)

2 第二十二條の二の二第二項、第二十二條の四及び第二十二條の五の規定は、前項の核燃料取扱主任者に準用する。

第五章の二 廃棄の事業に関する規制

(施設定期検査)

第五十一条の十 (略)

(許可の取消し等)

第五十一条の十四 (略)

2 内閣総理大臣は、廃棄事業者が次の各号の一に該当するときは、第五十一条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 十七 (略)

十八 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、

第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

(保安規定)

第五十一条の十八 廃棄物埋設事業者は、総理府令で定めるところにより、放射能の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置その他の事項を規定した保安規定(核燃料物質の取扱いに關する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受け

(核燃料取扱主任者)

第五十条の三 (略)

2 第二十二條の二の二第二項、第二十二條の四及び第二十二條の五の規定は、前項の核燃料取扱主任者に準用する。

第五章の二 廃棄の事業に関する規制

(定期検査)

第五十一条の十 (略)

(許可の取消し等)

第五十一条の十四 (略)

2 内閣総理大臣は、廃棄事業者が次の各号の一に該当するときは、第五十一条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 十七 (略)

(保安規定)

第五十一条の十八 廃棄物埋設事業者は、総理府令で定めるところにより、放射能の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置その他の事項を規定した保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

255 (略)

6 廃棄事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

7 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十一条の十八第六項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、総理府令、通商産業省令とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制

(許可の取消し等)

第五十六条 内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

一 十七 (略)

十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき。

(保安規定)

第五十六条の三 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合においては、総理府令で定めるところにより、保安規定(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下こ

256 (略)

第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制

(許可の取消し等)

第五十六条 内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

一 十七 (略)

(保安規定)

第五十六条の三 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合においては、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、使用開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

の条において同じ。」を定め、使用開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

254 (略)

5 使用者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について適用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十六条の三第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十六条の三第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十六条の三第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第七章 雑則

(事業の廃止等の届出)

第六十五条 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者がその事業を廃止し、原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し、核原料物質使用者が当該届出に係る核原料物質のすべての使用を廃止し、国際規制物質使用者が当該許可に係る国際規制物質のすべての使用を廃止し、又は国際特定活動実施者が当該届出に係るすべての国際特定活動を終えたときは、その製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物質使用者又は国際特定活動実施者は、主

これを変更しようとするときも、同様とする。

254 (略)

第七章 雑則

(事業の廃止等の届出)

第六十五条 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者がその事業を廃止し、原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し、核原料物質使用者が当該届出に係る核原料物質のすべての使用を廃止し、国際規制物質使用者が当該許可に係る国際規制物質のすべての使用を廃止し、又は国際特定活動実施者が当該届出に係るすべての国際特定活動を終えたときは、その製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物質使用者又は国際特定活動実施者は、主

務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣（製錬事業者に係る事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣、加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物質使用者及び国際特定活動実施者に係る事項については内閣総理大臣、原子炉設置者に係る事項については第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣、外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣、使用済燃料貯蔵事業者に係る事項については通商産業大臣をいう。以下この条、次条及び第六十六條の二において同じ。）に届け出なければならない。

2（4）（略）

（主務大臣に対する申告）

第六十六條の二 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣に申告することができる。

2 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（原子力施設検査官及び原子力保安検査官）

第六十七條の二 科学技術庁及び通商産業省に、原子力施設検査官及び原子力保安検査官を置く。

2 科学技術庁の原子力施設検査官は第十六條の三から第十六條の五まで、第二十八條から第二十九條まで、第四十六條から第四十六條の二の二まで、第五十一條の八から第五十一條の十まで、第五十五條の二又は第五十五條の三の検査に関する事務に、通商産

務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣（製錬事業者に係る事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣、加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物質使用者及び国際特定活動実施者に係る事項については内閣総理大臣、原子炉設置者に係る事項については第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣、外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣、使用済燃料貯蔵事業者に係る事項については通商産業大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）に届け出なければならない。

2（4）（略）

（原子力施設検査官）

第六十七條の二 科学技術庁及び通商産業省に、原子力施設検査官を置く。

2 科学技術庁の原子力施設検査官は第十六條の三、第十六條の四、第二十八條から第二十九條まで、第四十六條から第四十六條の二の二まで、第五十一條の八から第五十一條の十まで、第五十五條の二又は第五十五條の三の検査に関する事務に、通商産

業省の原子力施設検査官は第四十三条の九から第四十三条の十一までの検査に関する事務に、それぞれ従事する。

- 3 科学技術庁の原子力保安検査官は第十二条第五項、第二十二條第五項、第三十七條第五項、第五十條第五項、第五十一條の十八第六項又は第五十六條の三第五項の検査（第三十七條第五項の検査については、第二十三條第一項第三号及び第四号の原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、通商産業省の原子力保安検査官は第十二條第五項、第三十七條第五項又は第四十三條の二十第五項の検査（第三十七條第五項の検査については、第二十三條第一項第一号の原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、それぞれ従事する。

- 4 原子力施設検査官及び原子力保安検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。

（処分等の同意等）

第七十一条（略）

216（略）

- 7 内閣総理大臣は、第二十一条の三、第二十二條第一項若しくは第三項、第二十二條の三第二項、第二十二條の五（第五十條の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十三條の六第一項、同条第三項において準用する第十二條の三第三項、第二十二條の七第七項において準用する第十二條の五、第四十九條、第五十條第一項若しくは第三項、第五十條の二第二項、第五十條の四第一項、同条第二項において準用する第十二條の三第三項、第五十一條第二項において準用する第十二條の五、第五十一條の十七、第五十一條の十八第一項、第二項若しくは第四項、第五十一條の二十二、第五十一條の二十三第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第五十一條の二十四第二項において準用する第十二條の五の規定による処分をし、加工事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者に対し第五十九條の二第四項、第

原子力施設検査官は第四十三條の九から第四十三條の十一までの検査に関する事務に、それぞれ従事する。

- 3 原子力施設検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。

（処分等の同意等）

第七十一条（略）

216（略）

- 7 内閣総理大臣は、第二十一条の三、第二十二條第一項若しくは第三項、第二十二條の三第二項、第二十二條の五（第五十條の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十三條の六第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第二十二條の七第二項において準用する第十二條の五、第四十九條、第五十條第一項若しくは第三項、第五十條の二第二項、第五十條の四第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第五十一條第二項において準用する第十二條の五、第五十一條の十七、第五十一條の十八第一項、第二項若しくは第四項、第五十一條の二十二、第五十一條の二十三第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第五十一條の二十四第二項において準用する第十二條の五の規定による処分をし、加工事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者に対し第五十九條の二第四項、第六十四條第三項若しくは

五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の検査を受けようとする者

六十一 (略)

2 (略)

第八章 罰則

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 九 (略)

第七十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 二 (略)

二 三 第二十二條の二第二項の規定に違反した者

三 十 (略)

第七十八条の四 第六十六条の二第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八條の五 (略)

第七十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

五 二 第二十二條の二第一項の規定による届出をしないで加工施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者
六 二十 (略)

は第五十五条の三第一項の検査を受けようとする者

六十一 (略)

2 (略)

第八章 罰則

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 九 (略)

第七十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 二 (略)

二 三 第二十二條の二第二項の規定に違反した者

三 十 (略)

第七十八條の四 (略)

第七十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

六 二十 (略)

第八十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

一の二 第十二条第六項(第二十二條第六項、第三十七條第六項、第四十三條の二十第六項、第五十條第六項、第五十一條の十八第七項又は第五十六條の三第六項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

一の三 (略)

一の四 (略)

二の七 (略)

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

一の二 第二十二條の二の二第二項(第五十條の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つた者

四の十 (略)

第八十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

一の二 (略)

一の三 (略)

二の七 (略)

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

一の二 第二十二條の二第二項(第五十條の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つた者

四の十 (略)

改 正 案	現 行
（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正） 第九百四条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和二十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。 （略） 第三章（第二十二條第六項、第二十二條の六第二項及び第二十二條の七第二項を除く。）中「内閣総理大臣」を「経済産業大臣」に、「総理府令」を「経済産業省令」に、「科学技術庁長官」を「経済産業大臣」に改める。 （略） 第二十二條第六項中、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令」を「通商産業省令」とあるのは「総理府令」とを明くる。 （略） 第四章（第二十二條第一項各号列記以外の部分及び第四号、第二十六條第三項、第三十條、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第三十七條第六項、第四十條第四項、第四十三條の二第二項並びに第四十三條の三第二項を除く。）中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「総理府令」を「文部科学省令」に、「科学技術庁長官」を「文部科学大臣及び経済産業大臣」に改める。 （略） 第三十七條第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「主務大臣」を「第二十三條第二項に規定する	（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正） 第九百四条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和二十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。 （略） 第三章（第二十二條の六第二項及び第二十二條の七第二項を除く。）中「内閣総理大臣」を「経済産業大臣」に、「総理府令」を「経済産業省令」に、「科学技術庁長官」を「経済産業大臣」に改める。 （略） 第四章（第二十三條第一項各号列記以外の部分及び第四号、第二十六條第三項、第三十條、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第四十一條第四項、第四十三條の二第二項並びに第四十三條の二第二項を除く。）中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「総理府令」を「文部科学省令」に、「科学技術庁長官」を「文部科学大臣及び経済産業大臣」に改める。 （略）

主務大臣」に、「總理府令、通商産業省令」を「經濟産業省令」に、「主務省令」を「第二十七條第一項に規定する主務省令」に改める。

(略)

第四章の二(第四十三條の二十第六項、第四十三條の二十五第二項及び第四十三條の二十六第二項を除く。)中「通商産業大臣」を「經濟産業大臣」に、「通商産業省令」を「經濟産業省令」に改める。

(略)

第四十三條の二十第六項中、「内閣總理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「總理府令及び通商産業省令」とあるのは「通商産業省令」とを削る。

(略)

第五章(第五十條第六項、第五十條の四第二項及び第五十一條第二項を除く。)及び第五章の二(第五十一條の二第三項、第五十一條の十八第七項、第五十一條の二十三第二項及び第五十一條の二十四第二項を除く。)中「内閣總理大臣」を「經濟産業大臣」に、「總理府令」を「經濟産業省令」に改める。

(略)

第五十條第六項中、「内閣總理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣總理大臣」と、「總理府令、通商産業省令」とあるのは「總理府令」とを削る。

(略)

第五十一條の十八第七項中、「内閣總理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣總理大臣」と、「總理府令、通商産業省令」とあるのは「總理府令」とを削る。

(略)

第六章(第五十六條の三第六項、第五十七條の二第二項、第五十七條の二第二項、第五十八條第二項及び第三項、第五十八條の二、第五十九條の二並びに第六十條を除く。)中「内閣總理大臣

(略)

第四章の二(第四十三條の二十五第二項及び第四十三條の二十六第二項を除く。)中「通商産業大臣」を「經濟産業大臣」に、「通商産業省令」を「經濟産業省令」に改める。

(略)

(略)

第五章(第五十條の四第二項及び第五十一條第二項を除く。)及び第五章の二(第五十一條の二第三項、第五十一條の二十三第二項及び第五十一條の二十四第二項を除く。)中「内閣總理大臣」を「經濟産業大臣」に、「總理府令」を「經濟産業省令」に改める。

(略)

(略)

(略)

第六章(第五十七條の二第二項、第五十七條の三第二項、第五十八條第二項及び第三項、第五十八條の二、第五十九條の二並びに第六十條を除く。)中「内閣總理大臣」を「文部科学大臣」に

「を「文部科学大臣」に、「総理府令」を「文部科学省令」に改める。

(略)

第五十六條の三第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「総理府令、通商産業省令」を「経済産業省令」に、「総理府令」を「文部科学省令」に改める。

(略)

第六十七條の二第二項中「第十六條の三から第十六條の五まで、及び一、第四十六條から第四十六條の二の二まで、第五十一條の八から第五十一條の十まで」を削り、「第四十三條の九」を「第十六條の三から第十六條の五まで、第十八條から第二十九條まで、第四十二條の九」に改め、「第四十二條の十、までの下に、「第四十六條から第四十六條の二の二まで又は第五十一條の八から第五十一條の十まで」を加え、同条第二項中「第十二條第五項、第二十二條第五項、及び一、第五十條第五項、第五十一條の十八第六項」を削り、「第四号」を「第五号」に改め、「第三十七條第五項又は第四十二條の二十第五項」を「第二十二條第五項、第二十七條第五項、第四十二條の二十第五項、第五十條第五項又は第五十一條の十八第六項」に改め、「第二十三條第一項第一号」の下に「及び第四号」を加える。

(略)

「総理府令」を「文部科学省令」に改める。

(略)

第六十七條の二第二項中「第十六條の三、第十六條の四、及び一、第四十六條から第四十六條の二の二まで、第五十一條の八から第五十一條の十まで」を削り、「第四十三條の九」を「第十六條の三、第十六條の四、第二十八條から第二十九條まで、第四十三條の九」に改め、「第四十三條の十一までの下に、「第四十六條から第四十六條の二の二まで又は第五十一條の八から第五十一條の十まで」を加える。

(略)

(略)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

○原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）（抄）

第一章 総則

（定義）

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう。
- 二 「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令で定めるものをいう。

三 「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。

四 「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令で定めるものを除く。

五 （略）

○核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（昭和三十一年政令第百二十五号）（抄）
（核燃料物質）

第一条 原子力基本法第三条第二号の核燃料物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物
- 二 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物

三 トリウム及びその化合物

四 前三号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

五 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率をこえるウラン及びその化合物

六 プルトニウム及びその化合物

七 ウラン二三三及びその化合物

八 前三号の物質の一又は二以上を含む物質

(核原料物質)

第二条 原子力基本法第三条第三号の核原料物質は、ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質で核燃料物質以外のものとする。

(原子炉)

第三条 原子力基本法第三条第四号ただし書の政令で定めるものは、原子核分裂の連鎖反応を制御することができ、かつ、その反応の平衡状態を中性子源を用いることなく持続することができ、又は持続するおそれのある装置以外のものとする。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいう。

2 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

3 この法律において「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉をいう。

5 この法律において「特定核燃料物質」とは、プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。）、ウラン二三三、ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

6 この法律において「製錬」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

7 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

8 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

9 この法律において「国際規制物資」とは、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）その他日本国政府と一の外国政府（国際機関を含む。）との間の原子力の研究、開発及び利用に関する国際約束（核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書（以下単に「追加議定書」という。）を除く。以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

10 前項の国際規制物資は、内閣総理大臣が告示する。

第二章 製錬の事業に関する規制

(保安規定)

第十二条 製錬事業者は、核燃料物質に係る製錬の事業を行う場合においては、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があるときは、製錬事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 製錬事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第三章 加工の事業に関する規制

(事業の許可)

第十三条 加工の事業を行なおうとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 加工設備及びその附属施設（以下「加工施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 加工施設的位置、構造及び設備並びに加工の方法

四 加工施設の工事計画

(許可の基準)

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その許可をすることによつて加工の能力が著しく過大にならないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものであること。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号及び第二号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第二号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第三号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

(許可の欠格条項)

第十五条 次の各号の一に該当する者には、第十三条第一項の許可を与えない。

一 第二十条第二項の規定により第十三条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの
(変更の許可及び届出)

第十六条 第十三条第一項の許可を受けた者（以下「加工事業者」という。）は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 加工事業者は、第十九条第一項に規定する場合を除き、第十三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第十四条の規定は、第一項の許可に準用する。

（設計及び工事の方法の認可）

第十六条の二 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工施設の工事に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法（第十六条の四第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2 加工事業者は、前項の認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 内閣総理大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第十三条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところに

よるものであること。

二 総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(施設検査)

第十六条の三 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工施設の工事（次条第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工施設を使用してはならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、加工施設の工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行なわれているときは、合格とする。

(溶接の方法及び検査)

第十六条の四 六ふつ化ウランの加熱容器その他の総理府令で定める加工施設であつて溶接をするものについては、総理府令で定めるところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び総理府令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、その溶接の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行われていること。

二 総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したものについては、総理府令で定めるところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工事業者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

(事業開始等の届出)

第十七条 加工事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(合併)

第十八条 加工事業者である法人の合併の場合（加工事業者である法人と加工事業者でない法人が合併する場合において、加工事業者である法人が存続するときを除く。）において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、加工事業者の地位を承継する。

2 第十四条第一項第二号及び第二項並びに第十五条の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第十九条 加工事業者について相続があつたときは、相続人は、加工事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により加工事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第二十条 内閣総理大臣は、加工事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、加工事業者が次の各号の一に該当するときは、第十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第二十一条の三の規定による命令に違反したとき。

四 第二十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。

六 第二十二条の六第一項の規定に違反したとき。

七 第二十二条の六第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第二十二条の六第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

九 第二十二条の七第一項の規定に違反したとき。

十 第二十二条の七第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十八条の二の規定に違反したとき。

十二 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十四 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十五 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十六 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第六条の規定に違反したとき。

(記録)

第二十一条 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工の事業の実施に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第二十一条の二 加工事業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 加工施設の保全

二 加工設備の操作

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（加工施設を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。次条において同じ。）
貯蔵又は廃棄

2 加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

(施設の使用の停止等)

第二十一条の三 内閣総理大臣は、加工施設の保全若しくは加工設備の操作又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、防護措置が前条第二項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対し、是正措置等を命ずることができる。

(保安規定)

第二十二條 加工事業者は、總理府令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣總理大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 内閣總理大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 加工事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

(核燃料取扱主任者)

第二十二條の二 加工事業者は、核燃料物質の取扱いに關して保安の監督を行なわせるため、總理府令で定めるところにより、次條第一項の核燃料取扱主任者免狀を有する者のうちから、核燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 加工事業者は、前項の規定により核燃料取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を内閣總理大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(核燃料取扱主任者免狀)

第二十二條の三 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対し、核燃料取扱主任者免狀を交付する。

一 科学技術庁長官の行なう核燃料取扱主任者試験に合格した者

二 科学技術庁長官が、政令で定めるところにより、核燃料物質の取扱いに關し前号に掲げる者と同等以上の

学識及び経験を有すると認める者

2 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対しては、核燃料取扱主任者免状の交付を行なわないことができる。

一 次項の規定により核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

3 科学技術庁長官は、核燃料取扱主任者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その核燃料取扱主任者免状の返納を命ずることができる。

4 第一項第一号の核燃料取扱主任者試験の課目、受験手続その他核燃料取扱主任者試験の実施細目並びに核燃料取扱主任者免状の交付及び返納に関する手続は、総理府令で定める。

（核燃料取扱主任者の義務等）

第二十二条の四 核燃料取扱主任者は、加工の事業における核燃料物質の取扱いに関し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 加工の事業において核燃料物質の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のためにする指示に従わなければならない。

（核燃料取扱主任者の解任命令）

第二十二条の五 内閣総理大臣は、核燃料取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、加工事業者に対し、核燃料取扱主任者の解任を命ずることができる。

（核物質防護規定）

第二十二条の六 加工事業者は、第二十一条の二第二項に規定する場合には、総理府令で定めるところにより、

核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。

（核物質防護管理者）

- 第二十二條の七 加工事業者は、第二十一條の二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について総理府令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

- 2 第十二條の三第二項、第十三條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「製錬施設」とあるのは「加工施設」と読み替えるものとする。

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制

（保安規定）

- 第三十七條 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、保安規定を定め、原子炉の運転開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 主務大臣は、保安規定が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

- 3 主務大臣は、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のため必要がある

と認めるときは、原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第四章の二 貯蔵の事業に関する規制

（保安規定）

第四十三条の二 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、保安規定が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 使用済燃料貯蔵事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第五章 再処理の事業に関する規制

（保安規定）

第五十条 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、保安規定が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 再処理事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第五章の二 廃棄の事業に関する規制

（保安規定）

第五十一条の十八 廃棄物理設事業者は、総理府令で定めるところにより、放射能の減衰に応じた廃棄物理設についての保安のために講ずべき措置その他の事項を規定した保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 廃棄物管理事業者は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、前二項の認可をしてはならない。

4 内閣総理大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、廃棄事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

5 廃棄事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制

（保安規定）

第五十六条の三 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合においては、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、使用開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でな

いと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 使用者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

(廃棄に関する確認)

第五十八条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を使用施設等、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。第五十九条の二第一項、第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項において「工場等」という。）の外において廃棄する場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者にあつては、その廃棄に関する措置が前条第二項の技術上の基準に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄事業者にあつては、その廃棄に関する措置が第十一条の二第一項、第二十一条の二第一項第三号、第三十五条第二項、第四十二条の十八第二項、第四十八条第一項第三号又は第五十一条の十六第一項第二号若しくは第二項第三号の規定に基づく総理府令の規定に適合することについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

(運搬に関する確認等)

第五十九条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業

者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下この条において「使用者等」という。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、運輸省令。次項において同じ。）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣又は運輸大臣の確認を受けなければならない。

3 （略）

4 第一項の場合において、内閣総理大臣又は運輸大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

5 12 （略）

第五十九条の三 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（以下この条において「使用者等」という。）は、特定核燃料物質が当該使用者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該使用者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工

場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の総理府令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

2 前項の場合において、使用者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

第六章の二 国際規制物資の使用等に関する規制等

第一節 国際規制物資の使用等に関する規制

（計量管理規定）

第六十一条の八 国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号（第一号を除く。）の・に該当する場合における当該各号に規定する者並びに同条第五項及び第六項に規定する者（以下「国際規制物資使用者等」という。）は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、総理府令で定めるところにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 内閣総理大臣は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため必要があるときは、国際規制物資使用者等に対し、計量管理規定の変更を命ずることができる。

4 国際規制物資使用者等及びその従業者は、計量管理規定を守らなければならない。

第七章 雑則

（指定又は許可の条件）

第六十二条 この法律に規定する指定又は許可には、次項に定める場合を除くほか、条件を附することができる。

2 第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可には、国際規制物資の用途又は譲渡の制限その他国際約束を実施するために必要な条件を付することができる。

3 （略）

○原子力損害賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）

第二章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置

（損害賠償措置を講ずべき義務）

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

○原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）（抄）

第二章 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等

（原子力事業者防災業務計画）

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、主務省令で定めるところにより、当該原子力事業所におけ

る原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画及び石油コンビナート等災害防止法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（次項において「地域防災計画等」という。）に抵触するものであってはならない。

2・3 （略）

4 主務大臣は、原子力事業者が第一項の規定に違反しているとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生又は拡大を防止するために十分でないとき、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

（原子力防災組織）

第八条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力防災組織を設置しなければならない。

2 原子力防災組織は、前条第一項の原子力事業者防災業務計画に従い、同項に規定する原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。

3 原子力事業者は、その原子力防災組織に、主務省令で定めるところにより、前項に規定する業務に従事する原子力防災要員を置かなければならない。

4 （略）

5 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第三項の規定に違反しているときは、当該原子力事業者に対し、原子力防災組織の設置又は原子力防災要員の配置を命ずることができる。

(原子力防災管理者)

第九条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力防災管理者を選任し、原子力組織を統括させなければならない。

2 (略)

3 原子力事業者は、当該原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、副原子力防災管理者を選任し、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐させなければならない。

4 5 6 (略)

7 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第二項の規定に違反しているとき、又は原子力防災管理者又は副原子力防災管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、原子力事業者に対し、原子力防災管理者又は副防災管理者の選任又は解任を命ずることができる。

(原子力防災管理者の通報義務等)

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長)に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 (略)

(放射線測定設備その他の必要な資機材の整備等)

第十一条 原子力事業者は、主務省令で定める基準に従つて、その原子力事業所内に前条第一項前段の規定による通報を行うために必要な放射線測定設備を設置し、及び維持しなければならない。

2 原子力事業者は、その原子力防災組織に、当該原子力防災組織がその業務を行うために必要な放射線障害防護用具、非常用通信機器その他の資材又は機材であつて主務省令で定めるもの(以下「原子力防災資機材」という。)を備え付け、随時、これを保守点検しなければならない。

3 5 (略)

6 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該原子力事業者に対し、放射線測定設備の設置、維持、若しくは改善又は原子力防災資機材の備え付け若しくは保守点検のために必要な措置を命ずることができる。

7 (略)